

令和7年第3回
教育委員会定例会
会議録

令和7年3月25日

学校教育部 教育総務課

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	令和 7 年第 3 回教育委員会定例会	
開催日時	令和 7 年 3 月 2 5 日（火） 開会時刻午前 1 0 時 3 0 分 閉会時刻午前 1 1 時 1 8 分	
開催場所	朝霞市役所 5 0 2 会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項	一部非公開	

令和7年第3回

教育委員会定例会

令和7年3月25日(火)

午前10時30分から

午前11時18分まで

朝霞市役所502会議室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 案 の 審 議
- 7 そ の 他
- 8 閉 会 宣 言

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長
教育委員会教育長職務代理者
教 育 委 員 会 委 員
教 育 委 員 会 委 員
教 育 委 員 会 委 員

二 見 隆 久
平 木 倫 子
高 橋 松 久
森 島 史 枝
上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長
生 涯 学 習 部 長
学校教育部次長兼教育総務課長
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長
学校教育部参事兼教育管理課長
生涯学習部参事兼中央公民館長
教 育 指 導 課 長
学 校 給 食 課 長
文 化 財 課 長

小 島 孝 之
奥 山 雄三郎
関 口 豊 樹
小笠原 ミツエ
小石川 知 治
堀 川 政 昭
横 瀬 修 克
長 谷 修
藤 原 真 吾

図 書 館 長
教育総務課学校管理係長
教育指導課指導主事
学校給食課管理係長
学校給食課給食係長

増 田 潔
岡 田 章 宏
上 野 宏 朗
田 中 直 樹
佐々木 美江子

事務局

教育総務課主幹兼課長補佐
教育総務課教育総務係長
教育総務課教育総務係主事補

多度津 みどり
佐 藤 卓
小 野 涼 太

欠席者

なし

(会議議題)

◎ 教育長報告事項

- ①いじめに関する調査結果について
- ②専決処理について（朝霞市立小・中学校職員の人事の内申について）
- ③令和6年度朝霞市就学支援委員会に関する答申について
- ④第25回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバルについて
- ⑤令和6年度第47回朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会について
- ⑥令和6年度なかよし発表会、なかよし作品展について
- ⑦令和6年度第2回朝霞市学校給食運営審議会について
- ⑧令和6年度生涯学習体験教室について
- ⑨令和6年度第3回朝霞市社会教育委員会議について
- ⑩市民スポーツ教室「ボッチャ」について
- ⑪第6回梅香るおごせハイキング大会について
- ⑫令和6年度第2回朝霞市スポーツ推進審議会について
- ⑬令和6年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会議について
- ⑭令和6年度第2回朝霞市博物館協議会について
- ⑮令和6年度第2回朝霞市公民館運営審議会について
- ⑯令和6年度第2回朝霞市図書館協議会について
- ⑰第6次朝霞市総合計画について
- ⑱令和6年度放課後子ども教室事業について

◎ 提出議案

議案第 16 号 朝霞市教育委員会職員の人事について

議案第 17 号 朝霞市学校運営協議会委員の解任及び任命について

議案第 18 号 朝霞市小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について

議案第 19 号 「朝霞市教育委員会情報セキュリティポリシーセキュリティ対策基準」の策定について

議案第 20 号 「朝霞市教育情報セキュリティ委員会設置要綱」の策定について

議案第 21 号 令和 7 年度朝霞市教育委員会重点施策について

議案第 22 号 朝霞市学校給食運営審議会への諮問について

議案第 23 号 教職員の指導措置について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから令和7年第3回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、平木職務代理者をお願いしたいと存じます。

◎3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和7年第2回教育委員会定例会の会議録について追加、訂正等があればお申し出いただきたいと思います。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が18件、提出議案が8件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当するものはございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。教育長報告事項の1点目「いじめに関する調査結果について」につきましては、個人情報保護の観点から、また、教育長報告事項の2点目「専決処理について（朝霞市立小・中学校職員の人事の内申について）」並びに議案第16号「朝霞市教育委員会職員の人事について」、議案第17号「朝霞市学校運営協議会委員の解任及び任命について」、議案第18号「朝霞市小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について」及び議案第23号「教職員の指導措置について」につきましては、人事に関する案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることをご提案します。なお、会議を非公開にするには、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。これより、採決いたします。

教育長報告事項1点目及び2点目並びに議案第16号、第17号、第18号及び第23号につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、教育長報告事項１点目及び２点目並びに、議案第１６号、第１７号、第１８号及び第２３号につきましては、議事の最後に非公開で行うことに決します。

◎４ 教育長月間行事の承認

○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和７年２月の教育長月間行事実績及び令和７年４月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、ご異議ございませんか。

異議がございませんので、教育長月間行事を資料のとおり承認することにいたします。

◎５ 教育長の報告

○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

事前に配付しております、教育長報告事項のうち、３点目から７点目及び１７点目以外につきましては、担当からの説明を省略します。

３点目から７点目、及び１７点目の説明後に、質疑応答に入ることといたします。

それでは、教育長報告事項３点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・横瀬教育指導課長

教育長報告事項３点目、令和６年度就学支援委員会に関する報告書につきまして、教育指導課からご報告いたします。

２月２７日の木曜日に、朝霞市就学支援委員会より答申がございました。７回の就学相談を踏まえ、就学支援委員会を７回実施し、子供の実態に即した就学先や、教育形態を判断してまいりました。１ページをご覧ください。

令和６年度の就学相談申込者は一覧表のとおり１３５件で、昨年度より２０件の増加でございました。内訳は、新就学児１０３件、新中学１年生５件、教育形態の変更２７件でございます。

以上が今年度就学支援委員会の判断と、就学先に関する概要です。

なお、今後、転居等に伴い転学となる児童生徒につきましては、当該市町村の教育委員会と情報共有を図りながら、就学支援委員会委員長と協議の上、就学について支援していく予定です。

２ページ、３ページは、就学相談の流れでございます。今後も、児童生徒一人一人の心身の障害の状態や、発達段階、特性等に応じて、適切な教育環境を整え、適切な時期に適切な支援や指導を

行い、一人一人の可能性を最大限に伸ばしていくことができるよう、就学相談の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○二見教育長

次に、教育長報告事項４点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・横瀬教育指導課長

教育長報告事項の４点目「第２５回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバル」についてご報告申し上げます。

令和７年２月２日（日）、ゆめぱれす大ホールにおいて、第２５回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバルを開催いたしました。

今年度の出演団体につきましては、市内の中学校・高等学校及び大学・社会人による吹奏楽団体など、合計１２団体の出演があり、どの団体も工夫された素晴らしい演奏を披露されました。

また、フェスティバルの最後には、９団体による合同演奏も実施しました。

総勢３２０名を超える大迫力の演奏に、出演団体や市民の方々から喜びの声をいただき、大盛況のうちに終了することができました。

以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項５点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・横瀬教育指導課長

教育長報告事項５点目、令和６年度第４７回朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会について、教育指導課からご報告申し上げます。

２月８日土曜日、９日日曜日の２日間、朝霞市コミュニティセンター１階展示ギャラリーにおきまして、朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会を開催いたしました。

出品点数、来場者数については、別紙のとおりでございます。

展示作品には、小・中学校の県展に出品された３３点が含まれますが、そのうち県の特選賞に入った作品は９点ございました。

全体として見ますと、練習時間等限られた中で各学校の児童生徒ががんばった様子が感じられました。

以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項６点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・横瀬教育指導課長

教育長報告事項6点目、令和6年度なかよし発表会、なかよし作品展について、教育指導課よりご報告申し上げます。

今年度のなかよし発表会につきましては、2月13日木曜日、朝霞市民会館（ゆめぱれす）において実施されました。

各校が工夫しながら準備を行い、児童生徒の日頃の取組や学習の成果を発表することができました。

どの学校の発表においても児童生徒の成長の様子が見られ、会場は保護者をはじめ多くの参観者からの大きな拍手に包まれていました。

なかよし作品展につきましては、2月22日と23日に、コミュニティセンターの展示ギャラリーで開催いたしました。来場者数は昨年度よりも若干減少しましたが、623人の方々が来場してくださいました。

児童生徒が心を込めて作成した作品が多数展示され、こちらも好評でした。

以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項7点目につきまして、説明をお願いします。

学校給食課長。

○説明員・長谷学校給食課長

教育長報告事項7点目、令和6年度第2回朝霞市学校給食運営審議会について、学校給食課からご報告いたします。

令和7年2月19日に学校給食運営審議会を実施し、議題が2点、報告事項を3点で進行いたしました。

会議の中で、質問が多かったのは、報告事項の2点目と3点目になります。

2点目の学校給食センターの運営につきましては、正規の給食調理員が減少していく中、現在、給食センターの運営に関する庁内検討委員会により、委託化も含めた将来の給食センターの運営について検討している途中経過を報告いたしました。委員からは「委託化によって質の低下がないか」などの質問がありましたが、委託化したとしても、給食の質が低下しないよう維持していく旨を説明いたしました。また、正規調理員が減少していく部分の補填として調理員を派遣した場合のスキルが不安との意見がありましたが、「補填の手段については、決定しているものはございませんが、派遣とした場合でも、例えば、調理師の資格を有する者が何名とか、大量調理の経験を有すること」などの要件をつけることも可能であることを説明しました。また、委託化が決定事項でない旨も説明いたしました。

3点目の給食賄材料費の支出状況につきましては、昨今の急激な物価高騰により給食の食材にも大きな影響が出ていることを説明するとともに、この現状を保護者の皆様にあらためて知っていた

だくということと、今後の学校給食をどうするのかという主旨のアンケートを実施する旨を、アンケート内容を提示しながら、報告させていただきました。

なお、アンケートは、給食運営審議会終了後の２月２５日に全ての保護者にメール配信いたしました。

以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項１７点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・多度津教育総務課主幹兼課長補佐

第６次朝霞市総合計画について、現時点の案をご報告させていただきます。

資料は、総合計画素案の教育・文化の章を抜粋したもので、令和６年１２月１９日の教育委員会定例会においてご報告させていただきました施策体系から、教育委員会及び総合計画審議会でのいただいたご意見等を踏まえて修正したものでございます。

主な修正点でございますが、５ページ中柱（２）につきまして、自立する力への具体的な取組として消費者教育などについて記載してはどうかというご意見に対しまして、中柱（２）《現状と課題》にＳＮＳをはじめとする様々な情報が氾濫する社会において、情報を適切に活用し処理する能力の育成を進めるという記載を追記いたしました。

次に、８ページ中柱５学校施設の適切な維持・管理、③目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施の本文中、目標使用年数の後に８０年と明記することに加えて改築の検討・実施としていましたが、安全・安心な教育環境を整備するため学校施設長寿命化基本方針において目標使用年数を迎える学校施設は改築と位置付けていることから、検討という文言を削除しました。

また、１１ページ中柱（２）学びを支える環境の充実、①学習活動の支援・充実の本文内に学校などとも連携することを追記しました。

なお、令和７年度は総合計画の施策検討を継続するとともに、第３期朝霞市教育振興基本計画の策定に向けて、朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例に基づき、学識経験者や教育関係団体の代表者などにより組織された策定委員会を開催し検討を進めてまいります。

策定に当たりましては、本教育委員会においてご意見等をいただきながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○二見教育長

それでは、非公開とされた１点目及び２点目以外の報告事項について、ご質問等はございませんか。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項 17 点目、第 6 次朝霞市総合計画についてでございますが、こちらの 8 ページ目の⑥に保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用しとございますが、現在は保護者から徴収するという形になっておりますが、国の方で給食の無償化という話が出ておりまして、保護者等から徴収するという文言はこのままでよろしいのでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・長谷学校教育課長

現時点で、令和 8 年度からまずは小学校の給食費無償化というのは、我々も把握はしているのですが、国や県の方から詳細な通知というのは一切来ておりませんし、中学校の方につきましても、引き続き徴収していくと思いますので、残させていただきました。

以上です。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

他にございますか。

質問がありませんので、これで教育長の報告を終わります。

◎ 6 議案の審議 議案第 19 号 「朝霞市教育委員会情報セキュリティポリシーセキュリティ対策基準の策定」について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第 19 号朝霞市教育委員会情報セキュリティポリシーセキュリティ対策基準の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・小島学校教育部長

議案第 19 号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市教育委員会情報セキュリティポリシーセキュリティ対策基準を策定するものでございます。

これまで、学校のセキュリティポリシーは市のセキュリティポリシーを準用しておりましたが、校務用ネットワークシステムの更改により、学校のセキュリティ環境がゼロトラスト型になったことから、教育委員会のセキュリティポリシーを策定する必要があるとございました。

セキュリティポリシーは、「基本方針」、「対策基準」及び「実施手順」の 3 つの階層構造となっておりますが、「基本方針」は、自治体の情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定めており、市として一体的に対応する必要があることから、市の「基本方針」を上位とし、教育委員会

の「対策基準」を新たに策定いたします。

なお、策定に当たっては、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び市の「朝霞市情報セキュリティ対策基準」を参考とし、新環境に適した内容となるよう策定しております。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第１９号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

◎６ 議案の審議 議案第２０号 「朝霞市教育情報セキュリティ委員会設置要綱」の策定について

○二見教育長

議案第２０号「朝霞市教育情報セキュリティ委員会設置要綱」の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・小島学校教育部長

議案第２０号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市教育情報セキュリティ委員会設置要綱を策定するものでございます。

議案第１９号で提案しております「朝霞市教育委員会情報セキュリティポリシーセキュリティ対策基準」を、機動的かつ総合的に推進するため、新たに教育情報セキュリティ委員会を設置するとともに、当該委員会の設置要綱を策定いたします。

なお、策定に当たっては、市の「情報セキュリティ委員会設置要綱」を参考とし、教育委員会に適した内容となるよう策定しております。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第２０号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第21号 令和7年度朝霞市教育委員会重点施策について

○二見教育長

議案第21号令和7年度朝霞市教育委員会重点施策についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・小島学校教育部長

議案第21号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和7年度朝霞市教育委員会重点施策について教育委員会の議決を求めるものでございます。

令和3年度より「心豊かに 生きる力をはぐくむ朝霞の教育」を基本理念とする第2期朝霞市教育振興基本計画がスタートしており令和7年度は最終年度を迎えます。

朝霞市教育委員会では、この計画の実効性を一層高めるために、10の基本目標を編成し、それに位置付けられた施策に沿って教育行政を、引き続き、推進してまいります。

それでは、各目標の代表的な部分について申し上げます。

1、朝霞の次代を担う人材の育成(2)いじめ・不登校対策の推進につきましては、定期的なアンケートの実施のほか、各小・中学校が定める「いじめ防止基本方針」にのっとり対応により、早期に組織で対応し、該当児童生徒や保護者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取り等を経て解決に至ることができるよう、学校を支援してまいります。

また、朝霞第六小学校に、新たに「スペシャルサポートルーム」を設置します。これは、学校に行きづらい児童生徒に、教室以外にも学ぶ場や居場所を提供するとともに、保護者も含めた教育相談の場となるよう、進めてまいります。

さらに、(3)人権を尊重した教育の推進では、人権教育を推進していくとともに、子供たち自身の人権を守るため、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議」を開催するほか、「朝霞市教職員による犯罪被害者支援補助金交付制度」の実施も新たに実施してまいります。

2、確かな学力と自立する力の育成(4)技術革新に対応する教育の推進につきましては、昨年度導入したAI オンラインドリルの活用や、学習支援ソフト「ロイロノート」を新たに導入し、児童生徒の学力向上や自立した学習者育成のための授業改善を進めてまいります。

また、(6)共生社会を目指した支援・指導の充実につきましては、朝霞第九小学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を新設し、よりきめ細やかな支援を図ってまいります。

3、質の高い教育を支える教育環境の整備充実（3）快適な教育環境の整備充実につきましては、学校施設長寿命化基本方針を計画に改訂し、学校施設の改修や改築に着手してまいります。また、当該計画に基づき朝霞第十小学校大規模改修工事を進めてまいります。

4、学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進（1）学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上につきましては、全校がコミュニティ・スクールとなったことを受け、さらなる家庭・地域との連携・協働を推進してまいります。

5、生涯学習活動の推進（1）生涯学習推進体制の充実につきましては、引き続き第3次朝霞市生涯学習計画を推進してまいります。

6、学びを支える環境の充実（1）学習活動の支援・充実につきましては、公民館主催事業の実施、公民館まつりの開催、図書館運営事業、博物館運営事業等を実施するほか、中央公民館の長寿命化改修工事を進めてまいります。

7、スポーツ・レクリエーション活動の推進（1）推進体制の充実につきましては、より多くの市民にイベント等に参加してもらえよう、地域全体で推進体制を整備してまいります。

8、利用しやすい施設の提供につきましては、引き続き、スポーツ施設整備・充実及び学校施設の開放を進めてまいります。

9、歴史や伝統の保護・活用につきましては、文化財の保護・活用等を進めてまいります。

また、企画展の開催や調査報告書の刊行を通して、地域資料の専門的調査研究について、その成果を展示・公開してまいります。

10、芸術文化の振興につきましては、芸術文化活動の充実・支援を進めてまいります。

以上、令和7年度につきましても、令和6年度の成果と課題に基づいた取組により、各事業を推進してまいります。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第21号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第22号 朝霞市学校給食運営審議会への諮問について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第22号朝霞市学校給食運営審議会への諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・小島学校教育部長

議案第22号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市における学校給食費の見直しについて、朝霞市学校給食運営審議会に諮問するものでございます。

諮問の理由といたしまして、本市の学校給食費は、新型コロナウイルス感染拡大による物流の遅れやウクライナ情勢などによる原油価格の高騰、輸送費の増大等により、令和5年4月に改定を実施いたしました。が、近年の物価高騰は世界的に見ても顕著でございまして、現在では、食材の材料費以外にも輸送費、加工賃といった人件費などにより高騰したコストを物価へ転嫁する動きも強まっております。

こうした要因により、消費者物価指数の上昇が留まることなく、学校給食用物資も例外なく上昇が続いております。

長期化する物価高騰が想定される局面において、今後も児童生徒に安全・安心でおいしい魅力ある給食を提供し、さらに食育の充実を図っていくためには、学校給食費の見直しが必要となります。そのため、朝霞市学校給食運営審議会に諮問するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

高橋委員。

○高橋委員

金額について質問なのですが、志木市と同じくらいの金額であれば、しっかりとした給食というのは出していただけるものなののでしょうか。

現状、一人前では足りないという話をよく聞きますので、志木市くらいまで上げられれば、充実した給食が出せるのかお伺いします。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・長谷学校給食課長

学校運営審議会の方で志木市の金額に近づけますと、小学校の方で約1,000円、中学校の方で1,300円程の値上げになります。

先ほど報告事項でも申し上げた保護者へのアンケートの中にですね、1,000円前後の値上げを見込んでいるという文面ものせさせていただいておりますので、志木市くらい金額であれば、なんとかある可能性があると考えております。

以上でございます。

○二見教育長

高橋委員。

○高橋委員

志木市がこの金額だからこの金額まで上げましょうではなくてですね、これから先の値上がりも見込んで、ある程度余裕を持った金額にしてほしいというのが個人的な希望です。金額が上がるともちろん支出も増えて大変だと思います。ただ、子供たちがお昼ご飯が足らなくて部活動中にお腹がすいてるとか、放課後遊ぶときもお腹がすいてるだとかは、いつの時代の話なのかなと個人的には思いますので、その辺しっかりと見込んだ金額にしてほしいと思います。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・長谷学校給食課長

ご意見ありがとうございます。

保護者からも委員と同じ内容の電話やメールはいただいておりますので、どのくらいの上げ幅が適正なのか慎重に審議していきたいと思います。

以上です。

○二見教育長

高橋委員。

○高橋委員

支出が苦しい方もいらっしゃると思うのですが、それなりの補助制度等がありますので、支出が苦しいからというのは食の部分では避けていただきたいなと思います。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・長谷学校給食課長

金額については慎重に審議していきます。

支出が上がる際には、就学援助制度の活用も含めた案内を学校給食課の方から周知していきたいと思います。

以上です。

○二見教育長

他にございますか。

上野委員。

○上野委員

資料の中で、新座市のところで4月から改定予定という形で記載がありますが、この4月からの改訂部分というのは情報として入っているのでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○学校給食課長

今現在入っている情報といたしまして、小学校が5,150円、中学校が6,050円となります。今現在よりも小学校で650円、中学校で750円の料金改定を見込んでいるとのことです。

○二見教育長

他に質疑はございますか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎7 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

非公開とされた案件以外で、事務局または委員の皆様から何かございますか。

無いようでございますので、その他を終了します。

この際、暫時休憩といたします。

これからの会議を非公開といたします。

関係説明員以外の方の退席を求めます。

暫時休憩

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ①いじめに関する調査結果について

教育長の報告 ②専決処理について（朝霞市立小・中学校職員の人事の内申について）

◎6 議案の審議 議案第16号 朝霞市教育委員会職員の人事について

議案の審議 議案第 17 号 朝霞市学校運営協議会委員の解任及び任命について

議案の審議 議案第 18 号 朝霞市小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和 7 年第 3 回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。